（ 表ー2　調整指数 ）

項目			基準指数
保護者	就労状態	申込時に就労実績が無い、または学童クラブ入会希望月までに就労を開始する予定（就労事由での申込）	-5
		居宅外就労で世帯で見た場合の血族・姻族経営の職場に勤務	-5
		就労の証明・申告内容に対して、勤務実績に整合性がない、または確認ができない場合（※）	-5
		就労時間が15時30分までに終了する。	-5
		保護者が清瀬市外へ単身赴任している。	3
世帯	不存在	ひとり親家庭で親族や第3者と同居していない。	5
	同居又は近隣の親族	健康で無職の70歳未満の親族や第3者と同居している。 健康で無職の70歳未満の祖父母が同一敷地内及び隣接に居住している。	-10
児童	学年	小学校1年生	30
		小学校2年生	20
		小学校3年生	10
		小学校4年生	-5
		小学校5年生	-10
		小学校6年生	-15
その他		上記以外で調整が必要と認められる場合	30

※就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が合わない場合には、理由があれば備考欄にその旨を記載してください。また、就労証明書以外に本市が依頼する就労状況を確認できる書類の確認ができない場合も該当します。

入会選考基準について

（1）入会選考は、選考基準指数に調整指数を合算した実施指数の高い方から学童クラブごとに入会を決定いたします。

（2）選考基準指数は表ー1より両親それぞれの指数を決定し、その合算を用います。

（3）調整指数は表ー2に該当する世帯にのみ加点、減点を行います。

（4）調整指数のうち、「保護者」就労状態は各々に減点いたします。

指数が同位の場合の優先順位

表ー1の基準指数と表ー2の調整指数の合計が同一指数だった場合、下表の順序で優先して選考を行います。

優先順位	説明
1	学年が低い児童
2	両親不存在又はひとり親家庭で同居親族または親族が近隣にいない児童
3	両親不存在又はひとり親家庭の児童
4	同居親族または近隣に親族がいない児童
5	保護者の勤務日数が多い児童
6	保護者の帰宅時間が遅い児童
7	児童の出席日数が月半数以上の児童